

「公労使」

公益委員 新納幸辰

鹿児島県労働委員会の公益委員に就任して半年になります。

私にとってなじみのある「公労使」は、最低賃金審議会でのそれでした。最低賃金審議会は、各5人の「労働者を代表する」委員、「使用者を代表する」委員、「公益を代表する」委員で構成され、出席委員の多数決で議事を決めます。労働者側、使用者側の委員は、それぞれの側の利益を代表して意見を戦わせ、公益委員は、双方の妥結点をめざして調整役、あっせん役を務め、最終的には多数決で結論を出すというものです。労使双方が、それぞれの立場に基づく意見を主張しあうことによって妥当な結論に至ることを想定した制度といえます。

これに対し、労働委員会の構成員は、やはり「労働者を代表する」委員、「使用者を代表する」委員、「公益を代表する」委員と法律に書かれていますが、その役割は、労働者側、使用者側の利益を代表することではなく、それぞれの出身母体の違いに基づく経験や専門性を生かしながらも、労働に関する紛争の適正な解決をめざし、公平性を保って調整的役割をすることが期待されています。最低賃金審議会の「公労使」のイメージを持って労働委員会に加わった私ですが、総会、労働相談会、個別労働関係紛争のあっせん等の機会での労使の委員の方々の活動にふれ、委員の方々が、それぞれの立場を超え、中立的な視点から、公平かつ適正な労働紛争の解決をめざそうとしていることに新鮮な驚きを感じました。

ところで、個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間の労働に関するトラブル)を解決する手段としては、労働委員会の個別労働紛争のあっせん制度のほか、弁護士を代理人とする交渉、弁護士会のADR(調停、あっせん)、裁判所の調停、労働審判、訴訟、労働局(国の地方部局)のあっせん制度等があります。

これらのうち、労働委員会のあっせん制度と労働局のあっせん制度は無料です。さらに、労働委員会のあっせん制度は、「公労使」の委員が紛争解決のお手伝いをします。裁判所の労働審判も、「公労使」そのものではないものの、労働審判官と呼ば

れる裁判官のほかに、事実上、労働者側1名、使用者側1名の労働審判員が関与し、迅速かつ柔軟な紛争解決が実現されています。私が以前事業者の代理人として経験した労働審判では、労働者側の労働審判員が熱心に相手方（労働者）を説得してくれて、早期に和解による解決ができました。

労働委員会のあっせん制度では、労働者側委員が、労働者の立場を十分理解した上で、労働者に対し適切なアドバイスや説得をすることができ、使用者側委員も同様のことができます。また、公益委員としては、労働者側委員、使用者側委員双方から、それぞれの立場の経験や専門性に基づいた意見を聞き、事案に応じたあっせん案を検討することができます。

このように、労働委員会の個別労働紛争のあっせん制度は、優れた紛争解決手段だと思います。

この制度を多くの人に知って頂き、おおいに利用して頂きたいと思います。